

日本セキュリティ・マネジメント学会 表彰部会規程

JSSM-2-400 2020.8.3 制定

第1条（目的）

本規程は、日本セキュリティ・マネジメント学会の表彰部会について、その構成、役割等必要な事項を定める。

第2条（表彰部会の構成）

表彰部会は、常設の部会として本学会の表彰規程に定める賞の審査および表彰を統括する。

2. 表彰部会長は、理事の中から会長が推薦し理事会の承認を経て就任し、表彰部会を代表する。
3. 表彰部会委員は、表彰部会長や理事の推薦、本人の希望等を勘案し、理事会が決定する。
4. 表彰部会委員の就任は、本学会会長が委嘱するとともに、本学会ホームページ等で公表する。
5. 表彰部会委員は、表彰部会の活動に積極的に参加し、表彰部会長を支援する。
6. 表彰部会に、必要に応じて副部会長や記録担当などの役職を設けることができる。
7. 表彰部会長を含め表彰部会委員の任期は1年とするが、再任を妨げない。

第3条（表彰部会の役割）

表彰部会は、本学会の表彰規程に定める功績賞、論文賞、特別賞（富山賞、辻井重男セキュリティ論文賞）の運営を担当し、各賞の運営細則等に沿ってその賞の審査や表彰を統括する。

2. 功績賞について、理事会において功績賞の提案があった場合に表彰部会長が審査委員長となり、理事全員を審査委員として、審査を行う。
3. 論文賞について、表彰部会長は表彰部会委員の中から審査委員長候補を選任し、論文賞運営細則に沿った運営を統括する。
4. 富山賞について、表彰部会長は表彰部会委員の中から検討委員長候補を選任し、研究統括と協力して特別賞運営細則に沿った運営を統括する。
5. 辻井重男セキュリティ論文賞について、本学会会長は運営委員長となり、表彰部会長は運営委員として、辻井重男セキュリティ論文賞運営規程に沿った運営を統括する。

第4条（運営）

年間計画の作成、各賞の応募や推薦、審査体制の確立、他部会や団体との連携、表彰の運営などについて検討するために、表彰部会を開催する。表彰部会運営に係る経費については、必要に応じ、学会に請求できる。

2. 表彰部会の運営は、表彰部会の開催によるほか、電子メール等によって行う。
3. 表彰部会は、原則として表彰部会委員の発議で開催する。

第5条（本規程の改廃）

本規程の改廃は、表彰部会委員の発議により、表彰部会で審議し理事会で決定する。

附則 この規程は2020年8月3日から施行する。

以上